

豊橋市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋市が公開・管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）のトップページへの広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市ホームページに表示する広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(実施方式)

第4条 広告枠は、広告代理店に適正な価格で売り渡すものとし、具体的な売渡方法は、第8条に規定する募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

(広告の規格等)

第5条 市ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦 60 ピクセル、横 234 ピクセルとする。

(2) 形式は、G I F 又は J P E G 形式とする。

(3) データ容量は、10K B 以下とする。

2 次の表記、構造は禁止する。

(1) 動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え（反転表示）等

(2) 市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの又は確認・判別が困難なもの

(広告の範囲等)

第6条 広告主及び掲載する広告の内容等については、要綱及び基準に基づくものとする。

2 応募数が募集数を越える場合は、別表1に掲げる順位により掲載するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告の掲載期間は1か月単位とし、具体的な掲載期間及び掲載位置は、募集要項で定める。

(募集要項)

第8条 広告の募集及び選定は、企画部長が次に掲げる事項を記した「募集要項」を定めて行う。

- (1) 広告を掲載するホームページのURL
- (2) 広告枠の売渡方法
- (3) 広告の掲載位置
- (4) 広告の枠数
- (5) 広告の募集期間及び掲載期間（掲載開始日及び終了日）
- (6) 広告原稿の作成方法
- (7) 広告料に関する事項
- (8) その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

(広告掲載の申込受付)

第9条 広告掲載の申込受付は、市ホームページバナー広告掲載申込書（様式1）及び審査に必要な書類を広告代理店から受理して行う。

(広告掲載の審査及び決定)

第10条 広告を募集した企画部長は、前条の申込みを受付後、要綱、基準及び本要領に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の決定は、市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式2）を広告代理店に交付する。

(広告内容等の変更)

第11条 企画部長は、掲載が決定された広告においても、広告内容及びデザイン又はリンク先のウェブページの内容等が、次に掲げる事項に該当する場合は、広告代理店に対して広告内容等の変更を求めることができる。

- (1) 各種法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 要綱、基準及び本要領などに抵触していると判断したとき。
- (3) 企画部長が、市ホームページへの掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取消し)

第12条 前条の規定による変更に応じないときは、企画部長は、広告代理店へ催告等することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告原稿等の変更及び決定)

第13条 広告主がやむを得ない事情により、広告原稿又はリンク先の変更を求めるときは、広告代理店から市ホームページバナー広告掲載変更申出書（様式3）を受理して行う。

2 前項の決定は、市ホームページバナー広告掲載変更決定通知書（様式4）を広告代理店に交付する。

(広告掲載の取止め)

第 14 条 広告主の都合により、広告掲載を取り止めるときは、市ホームページバナー
広告掲載取止め届出書(様式 5)を広告代理店から受理して行う。

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合は、広告代理店から納付された広告
掲出料は返還しない。

(広告主の責任等)

第 15 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第 16 条 要綱、基準及び本要領などに抵触した広告掲載内容により、市が被害を受け
た場合は、企画部長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(審査会)

第 17 条 広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会(以下「審査会」とい
う。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画部長をもって充てる。

4 委員は、広報広聴課長、政策企画課長、秘書課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した
委員がその職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、
当該審査に代えることができる。

3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者
を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

(庶務)

第 19 条 審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 12 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

第 1 順位	出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
第 2 順位	公益事業(※)を行う私企業で、本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体
第 3 順位	第 2 順位に規定するもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所を有するもの
第 4 順位	上記以外の事業者

(※) 公益事業とは、公益事業学会規約における定義「市民生活に日常不可欠な用役(サービス)を提供する一連の事業」とする。

(例示)電気、ガス、鉄道、軌道、郵便、電信電話、放送等の事業

様式1（第9条関係）

年 月 日

市ホームページバナー広告掲載申込書

豊橋市長 様

申込者（広告代理店）

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者）

（電話 局 番）

豊橋市ホームページ広告取扱要領第9条により、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地		〒 ー
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
掲載希望期間		年 月分 から 年 月分（ か月）	
リンク先URL		http://	
添 付 資 料		広告原稿（デザイン画及び電子データ）	
		会社概要（登記簿謄本の写し等）	
		承諾書（市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの）	
		許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し	

様式 2 (第 10 条関係)

年 月 日

市ホームページバナー広告掲載決定通知書

(広告代理店) 様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました市ホームページバナー広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分		☐ 掲載する ☐ 掲載しない理由（ ）
広告掲載希望者	所 在 地	〒 —
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載期間		年 月分 から 年 月分 （ か月）

担当 豊橋市役所企画部広報広聴課

TEL (0532)51-2165

FAX (0532)56-5711

様式 3 (第 13 条関係)

年 月 日

市ホームページバナー広告掲載変更申出書

豊橋市長 様

申出者 (広告代理店)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市ホームページ広告取扱要領第 1 3 条により、下記のとおり変更を申し出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更希望日		年 月 日
掲載変更理由		
変更後の リンク先URL		http:// (リンク先の変更が必要ない場合、記入は不要です。)
変更後の 広告の内容		(広告原稿を変更する場合は、デザイン画及び電子データも添付してください。)

様式 4 (第 13 条関係)

年 月 日

市ホームページバナー広告掲載変更決定通知書

(広告代理店) 様

豊橋市長

年 月 日付で申し出がありました市ホームページバナー広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分		☐ 掲載変更する ☐ 掲載変更しない 理由 ()
広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲 載 変 更 日		年 月 日

担当 豊橋市役所企画部広報広聴課

TEL (0532)51-2165

FAX (0532)56-5711

年 月 日

市ホームページバナー広告掲載取止め届出書

豊橋市長 様

届出者（広告代理店）

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者）

（電話 局 番）

豊橋市ホームページ広告取扱要領第 1 4 条により、下記のとおり届け出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取止め希望日		年 月 日
広告掲載取止め理由		

年 月 日

承 諾 書

豊橋市長 様

所 在 地
名 称

代表者役職名・氏名

(電話 局 番)

豊橋市ホームページバナー広告掲載申込に当たり、市税及び国民健康保険税の滞納額を閲覧することには差し支えありません。